

○福島県生涯学習審議会条例

平成三年十月十五日

福島県条例第六十五号

改正 平成一四年三月二六日条例第五九号

平成二〇年三月二五日条例第五〇号

福島県生涯学習審議会条例をここに公布する。

福島県生涯学習審議会条例

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定に基づき、福島県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平一四条例五九・一部改正）

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

（平二〇条例五〇・一部改正）

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二〇条例五〇・一部改正)

(専門調査員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、専門的知識を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(平二〇条例五〇・一部改正)

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則 (平成一四年条例第五九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年条例第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(福島県生涯学習審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の福島県生涯学習審議会条例第二条第二項の規定により福島県生涯学習審議会の委員として任命されている者は、その残任期間中は、第三条の規定による改正後の福島県生涯学習審議会条例第二条第二項の規定により福島県生涯学習審議会の委員として任命されたものとみなす。